

本人確認に関するお願い

平成 20 年 3 月 1 日以降、有限会社比良田不動産においては、不動産売買契約の締結に際して、次の通りお客様のご本人確認をさせていただきます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)により、宅地建物取引業者ならびに取引当事者等に課された義務となりますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご本人の確認

1. お客様が個人の場合

当該個人の氏名、住所および生年月日につきまして確認させていただきます。

なお、お客様以外の方が契約締結を代行される場合には、その代理人の方につきましてもご本人確認をさせていただくこととなります。

2. お客様が法人の場合

次のそれぞれの事項につきまして確認させていただきます。

(1) 当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地

(2) 当該法人の代表者など取引の任にあたる方の氏名、住所および生年月日

ご本人の確認が必要な取引

弊社の代理または媒介により、宅地建物の売買契約を締結される時、ご契約者様全員のご本人確認をさせていただく事となります。なお、これらの取引以外の場合でも、取引の安全確保等のためにお客様のご本人確認をさせていただくことがありますので、ご協力ください。

ご本人の確認方法ならびに確認させていただく書類

売買契約を締結するまでに、以下の書類の原本を直接提示していただくことによってお客様のご本人確認を行います。

なお、法令により作成が義務付けられた本人確認記録を性格に作成するため、原則としてご提示いただいた本人確認書類のコピーを取得させていただきますので、あらかじめご承知ください(ご了承いただけない場合には、前もってお申し出ください)。

【個人のお客様の場合】

氏名、住所および生年月日を確認させていただくことによって、お客様のご本人確認を行います。以下のいずれかの書類をご用意ください。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 住民基本台帳カード(写真付のもの)
- (4) 各種健康保険証
- (5) 外国人登録証明書 等

【法人のお客様の場合】

当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

以下のいずれかの書類をご用意ください。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書 等

なお、当該法人の代表者など取引の任にあたる方の氏名、住所および生年月日ならびに当該法人における役職あるいは所属部署についても確認させていただきます。この場合の書類は、【個人のお客様の場合】に記載の書類および名刺となります。

【代理人の方が手続きを行う場合】

代理人が有効な権限を有することと、代理人の方の氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。以下の書類を全てをご用意ください。

- (1) 委任状（お客様ご本人のご署名・ご捺印（実印）のもの）
- (2) お客様ご本人の印鑑登録証明書
- (3) 代理人の本人確認書類

なお、お客様本人のご本人確認を行っていない場合には、お客様本人の氏名、住所および生年月日についても確認させていただきますので、お客様本人の本人確認書類の原本またはコピーを、代理人の方にお持ちいただく必要があります。

（注）

- ・本人確認書類は、現に有効なものに限ります。有効期間がないものは、発行日から6ヶ月以内のものとなります。
- ・現在の住所と記載が異なっている場合には、あらかじめ住所変更手続きをお済ませください。
- ・本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限ります。
- ・代理人の方が手続きを行う場合の委任状、印鑑登録証明書は原本を提出いただけます。

あらかじめご了承ください事項

- ・本人確認ができない場合には、ご契約手続きができない場合があります。
- ・ご提供いただいた本人確認書類は、法令に基づき、本法令が要請する目的で利用いたします。
- ・ご提示ご送付いただいた本人確認書類は、原則としてそのコピーを取得させていただきます。
- ・本人確認書類のコピー、委任状、印鑑登録証明書はお返しいたしません。
- ・本人確認書類の原本をご本人が直接提示する以外の方法によりご本人確認を行ったお客様および代理人の方等、本書に記載した以外の本人確認書類を提示されたお客様および代理人の方等には、法令に基づき必要な場合に、本人確認書類に記載された住所、氏名宛にご契約に係る書類を書留郵便等で転送不要にてお送りいたします。
- ・ご本人以外の本人確認書類による取引や虚偽の本人特定事項の申告による取引は、犯罪収益移転防止法により禁じられており、処罰の対象となります。

以上